

2012年9月20日

産学研協力研究の協約ガイドライン（案）に対する公聴会（参加報告書）

ジェトロソウル事務所 知財チーム

昨年の国家知識財産基本法施行に伴い、第1次国家知識財産基本計画が策定されておりますが、韓国国家知識財産委員会は、今年度、産官学研究の協約ガイドラインを取りまとめるべく、特別委員会を設置し、あり方を取りまとめているところです。先日、以下のとおり当該ガイドライン（案）に対する公聴会が開催されましたので、その概要をご報告いたします。

○日 時：2012年9月19日15:00～

○場 所：ソウル教育文化会館

○主 催：韓国国家知識財産委員会

○参加者：中小企業を含む産業界と大学および研究所関係者、法律専門家、弁理士など約150名参加

○背 景

韓国の大統領所属国家知識財産委員会は、19日に公聴会を開催し産学研協力研究の協約ガイドライン（または模範契約書）案を公開した。

このガイドラインは、これまで研究費を負担する企業と研究を行う大学・研究所の間で、成果物の所有権と収益配分をめぐる顕著な格差により、企業・大学・研究所の共同研究開発が活性化できないことに対する打開策として、2012年3月に産学協力研究特別委員会を構成し作成したものである。

また、この「産学研協力研究の協約ガイドライン」は、2010年に政府の知識経済部主導で推進されたが失敗に終わっている。そこで当委員会は、今回の公聴会を通じて利害当事者間の議論を再度行い、共同研究成果の帰属に対する客観的かつ合理的な研究協約ガイドラインを構築して必ず普及したいという意志を明らかにした。

以下は、ガイドライン（案）についての説明と各界から参加した専門家らの意見内容である。

<産学研研究協約ガイドライン（案）についての説明>

国家知識財産委員会 知識財産政策官 李・サンジン氏

1. 推進背景

産学研（企業・大学・研究所）間の共同研究開発において知財権所有、知財権実施、収益配分、侵害保証、類似研究制限、出願維持費用などの問題がある。また、産学研共同研究（民間 R&D）の増加率も 2006 年 21%→2008 年 6%に減少した。

そこで、企業は市場拡大、学・研は研究能力向上と、オープンイノベーションおよび連携開発の促進を行い、韓国の R&D 量、質的向上を図るためにガイドラインを構築した。

## 2. ガイドラインの構築目的

企業・大学・研究所が相互準拠として活用できる協約ガイドライン（または模範契約書）を構築して不必要な時間や費用の節減と葛藤を解消し、産学研相互間の合目的々、互恵的な代案導出を通じて価値のある知財権創出の基盤造成と、オープンイノベーションと連携開発の促進により国家の R&D の量・質的向上を図ることが目的である。

## 3. ガイドラインの適用範囲

強制的拘束力はないが、産学研協約に対する客観的な準拠により適用したもので、適用範囲を産学、産研二者間の私的契約による協力研究とし、国家研究開発事業における産学研協力研究と、産学研多者間協力研究は、適用範囲から除外した。

## 4. ガイドライン構築の根拠法令

知的財産基本法第 2 条の基本理念、第 4 条の国家等の責務、第 19 条の知識財産創出者に対する補償

## 5. ガイドラインの構成

①模範契約書類型、②模範契約書類型選択基準、③模範契約書類型選択モデル、④類型別模範契約書様式、⑤模範契約書解説書、⑥模範契約書活用 F&A となっており、⑤と⑥は公聴会後、模範契約書の内容確定後に作成する予定である。

## 6. 産学研協力研究協約時に考慮すべき事項

- ①協力研究活性化のため未来志向的な姿勢で産学研の相互 Win-Win、長期的パートナーシップを構築
- ②合理的かつ公正協約のために相互努力して文化的問題を持続的に改善できるよう努力
- ③常識的、普遍の原則を無視した一方的な主張は抑えて、Give-and-take で相互主義および配慮を考慮
- ④交渉相手の位置と地位を悪用する無原則的な協約を排除し、恣意的な権利行使止を抑制

## 7. 模範契約書類型の設定

所有権帰属	実施権および収益共有の形態	類型
学研 単独所有	企業に有償通常実施権を許容	(除外)企業受容困難
	企業に無償専用実施権を許容	類型 1
	企業に有償専用実施権を許容	類型 2
	企業に無償専用実施権を許容	(除外)学研受容困難
共同所有	自己実施および第3者実施*に伴う収益共有	類型 3
	第3者実施*に伴う収益のみ共有	類型 4
企業 単独所有	自己実施および第3者実施*に伴う収益共有	類型 5
	第3者実施に伴う収益のみ共有	類型 6
	収益共有なし	(除外)学研受容困難

\*第3者実施にはクロスライセンス、パッケージライセンス含む

\*\*この表から除外された3つの類型を含む全ての類型は、私的自治（契約自由の選択）により選択可能

\*\*\*類型3、4を奨励

## 8. 類型別の主な争点条項の比較

### ① 研究結果の帰属について

学研単独 所有	類型 1	無償通常実施権	全ての研究結果や知識財産権は学研単独で所有
	類型 2	有償専用実施権	全ての研究結果や知識財産権は学研単独で所有
共同所有	類型 3	自己実施および第3者実施収益配分	全ての研究結果や知識財産権は企業と学研共同で所有
	類型 4	第3者実施収益のみ配分	全ての研究結果や知識財産権は企業と学研共同で所有
企業単独 所有	類型 5	自己実施および第3者実施収益配分	全ての研究結果や知識財産権は企業単独で所有
	類型 6	第3者実施収益のみ配分	全ての研究結果や知識財産権企業単独で所有

### ② 研究結果等の譲渡および実施について

			第3者譲渡関連	第3者実施関連
学研単独 所有	類型 1	無償通常実施権	—	—
	類型 2	有償専用実施権	第3者譲渡時、学研は会社に優先交渉権を付与	—
共同所有	類型 3	自己実施および第3者実施収益配分	第3者譲渡時、相手の同意が必要。合理的な理由なしで同意の要請を拒否	第3者実施時、相手の同意必要。ただし、以下の場合には通報だけで可能。

			することは不可。相手に優先交渉権付与	(学研)非競争関係企業、株主会社実施。(企業)クロス/パッケージライセンス実施
	類型4	第3者実施収益のみ配分	第3者譲渡時、相手の同意が必要、合理的な理由なしで同意の要請を拒否することは不可、相手に優先交渉権付与	第3者実施時、相手の同意必要。ただし、以下の場合には通報だけで可能。(学研)非競争関係企業、株主会社実施。(企業)クロス/パッケージライセンス実施
企業単独所有	類型5	自己実施および第3者実施収益配分	—	—
	類型6	第3者実施収益のみ配分	—	—

③ 出願および維持費用負担について

学研単独所有	類型1	無償通常実施権	学研負担
	類型2	有償専用実施権	学研負担
共同所有	類型3	自己実施および第3者実施収益配分	大学と企業が共同で負担 ただし、学研で費用負担ができない場合は企業が先負担、収益共有時に償還
	類型4	第3者実施収益のみ配分	企業負担
企業単独所有	類型5	自己実施および第3者実施収益配分	企業負担
	類型6	第3者実施収益のみ配分	企業負担

④ 確約保証および免責について

学研単独所有	類型1	無償通常実施権	第3者の権利を侵害しないように相互最善の努力をする。 紛争発生した場合は、解決および損害賠償については相互最善の努力をする。
	類型2	有償専用実施権	
共同所有	類型3	自己実施および第3者実施収益配分	
	類型4	第3者実施収益のみ配分	
企業単独所有	類型5	自己実施および第3者実施収益配分	
	類型6	第3者実施収益のみ配分	

⑤ 類似研究の制限について

学研単独所有	類型1	無償通常実施権	学研の類似研究遂行時には企業の同意不必要
	類型2	有償専用実施権	学研の類似研究遂行時には企業の同意不必要
共同所有	類型3	自己実施および第3者実施収益配分	企業、学研、両者とも一定期間以内の類似研究遂行時には相手の同意必要
	類型4	第3者実施収益のみ配分	企業、学研、両者とも一定期間以内の類

			似研究遂行時には相手の同意必要
企業単独 所有	類型 5	自己実施および 第 3 者実施収益配分	学研が一定期間以内に類似研究を遂行 する時には企業の同意必要
	類型 6	第 3 者実施収益のみ配分	学研が一定期間以内に類似研究を遂行 する時には企業の同意必要

⑥ 実施に伴う収益配分関連について（意見調整中）

学研単独 所有	類型 1	無償通常実施権	—
	類型 2	有償専用実施権	—
共同所有	類型 3	自己実施および 第 3 者実施収益配分	企業がクロスおよびパッケージライセ ンシング時の学研への収益配分問題 (意見調整中)
	類型 4	第 3 者実施収益のみ配分	企業がクロスおよびパッケージライセ ンシング時の学研への収益配分問題 (意見調整中)
企業単独 所有	類型 5	自己実施および 第 3 者実施収益配分	企業所有、自己実施収益配分問題 (意見調整中)
	類型 6	第 3 者実施収益のみ配分	—

\*収益配分の比率については、ガイドラインに含めていない。

民間同士で協議し決める問題なので、比率を定めないこととした。

9. 模範契約書の類型選択基準

一段階 意思決定基準	1	プロジェクトの費用負担、主導的役割をする者
	2	プロジェクト遂行主体 (プロジェクト提案者、企画者、実行者などを考慮)



2 段階 意志決定基準	1	プロジェクトの主要目的、結果物の活用性、既存保有 IP の活用度 (チェックリスト作成の結果により判断)
----------------	---	---

国家知識財産委員会は、産学研協力研究の過程において問題となっている部分について上記のガイドライン(案)を通じて具体的な規定を提示したが、これまでの慣行を破棄する内容などが含まれ、また、学界と研究界に有利となっているところなどがあり、産業界の反発が予想される。さらにガイドラインは強制ではなく勧奨であるため、実効性の面で落ちるという見方もある。

今後の日程として、オン・オフラインを通じてガイドラインを配布し、関連部署の合同説明の開催を行いガイドラインの広報および活用度を高め、関連部署合同でガイドライン

の活用について指針を広告する予定である。

ガイドラインの説明の後、各分野から8名の専門家が参加しパネルディスカッションが行われ、各分野の立場から提示されたガイドライン(案)について意見を発表した。

#### <パネルディスカッション>

座長：朴・ヨンイル 特別委員会委員長(梨花女子大学 R&D 核心団長)

産業界：李・ドヒ次長(韓国知識財産協会 IP 知識財産文化委員長)、チャン・ビョンムン(韓国ロストワックス(株)専務)

学界：李・ジュンシキ(ソウル大学教授)

研究界：チェ・チホ博士 (KIST)

法曹界：ナム・ムンキ弁護士 (法務法人太平洋)

政府機関：朴・ジェグン(漢陽大学教授、国家知識財産委員会委員)

関連専門家：李・ジェヒ(株ナルリジワックス副社長)

#### 政府機関の立場から意見発表

朴・ジェグン(漢陽大学教授、国家知識財産委員会委員)

ガイドラインの類型を決めるときには、産学研とも類型3、4を選びそうだが、特許経費の負担部分においては、学研は類型3を選好し、産は類型4を選好するものと予想され、また、実施権および収益共有の部分においては、学研は類型3、4を選び、産は類型5、6を選ぶと思われる。そのため、産と学研との紛争が予想されるが、類型3、4と類型5、6の区分は、共同研究遂行における企業の参加態様によって区分して選ぶべきであり、また、研究結果物に対して共同発表をすべきである。

#### 産業界の立場から意見発表

李・ドヒ(MANDO CORP 次長、韓国知識財産協会 IP 知識財産文化委員長)

知財権の所有主体について、企業は、産学研のプロジェクトに対し最小限の共同所有が必要であり、特に企業ビジネスと密接な技術は、企業単独の所有を希望する。

また、自己実施による収益について収益を共有することは、原則的に不可である。

さらに、開発された技術が製品化されるまで数多くの努力が必要であり、製品に適用された該当特許に対する寄与度を算定することは難しい。しかし、期待以上の高い収益が発生して寄与度の算出が可能な場合には、共同研究者にインセンティブを提供することは可能であろう。

#### 学界の立場から意見発表

李・ジュンシキ(ソウル大学教授)、チェ・チホ博士 (KIST)

ガイドラインの内容中、学又は研で100%研究を遂行した場合、知財権は学又は研が所有し、企業と共同で研究を遂行する場合は、共同所有することに賛成である。また、研究開発活動は常に失敗の可能性があるため、企業は、研究費の支援において一定水準の危険が伴うことを考慮すべきである。

#### 中小企業の立場から意見発表

チャン・ビョンムン(韓国ロストワックス(株)専務)

企業が支払う大学研究費の意味が何なのか、研究結果物を得るために諸般費用(人材、機資材、原副資材など)を負担したか否かなど検討すべきであるとし、さらに、類型1、2の権利・義務の譲渡禁止および研究の制限、類型1、3、4の既存知識財産権の実施、類型3、4の共同所有の知的財産権の処分、実施、実施に伴う収益配分、類型5、6の研究結果などの実施および収益配分などについては、再度検討すべきである。

#### 研究所の立場から意見発表

李・ジュンシキ(ソウル大学教授)、チェ・チホ博士(KIST)

知財基本計画の一環として知識財産不公正協約の慣行改善のために遂行するガイドラインであるという趣旨を十分に反映すべきであるが、提示されたガイドラインは、依然として企業中心の基準で構築されており、補完が必要である。

ガイドライン(案)の協約時の類型の決定基準、協約条件などに対する検討を要請する。

#### 法曹界の立場から意見発表

ナム・ムンキ弁護士(法務法人太平洋)

今回提示されたガイドラインには、強制力がないため、実務で活用できる方策は何であるのか論議すべきである。また、このガイドラインには、海外市場における権利確保に関する事項がないため、これに対するガイドラインの提供も必要である。さらに、収益金の配分に対し抽象的な基準しかない。具体的な収益配分基準をどのように定めるか、利害関係者にとって先鋭に対立する部分であるため、多様な実施料の支給方式に対する分析を通じて適用可能な実施料支給方式の類型を提示すべきである。

#### 会場からの意見

電子通信研究院：第3者侵害に対し記載されている項目に対し、遂行、実施など包括的に算定している特別委員会ですらに検討してほしい。

忠北大学：ガイドライン、模範契約書、指針と名称が統一してない。実務現場ではこの名称によって必ずこのガイドラインに従わなければならない場合が発生するので明確にしてほしい。また、特許では趣旨が発明者中心だが、ガイドラインは研究費が中心となっている。研究費の範囲はどこまでなのか明確にする必要がある。

る。

慶熙大学：2段階の意志決定（チェックリスト）は産学どちらが行うべき問題であるのか。

（これに対しては、知識財産委員会より、両者で解決すべきであるが、チェックリストを客観化するように努力すると回答があった。）

電子部品研究院：ガイドラインの合意点を引き出すには、特別委員会の努力が必要である。

また、政府レベルでの介入は、弱者を守る必要性があるからであろうが、しかし、このガイドラインは、強制力のある実務上の規制ではなく、単にガイドとしての役割を果たすものとしなければならない。

以上